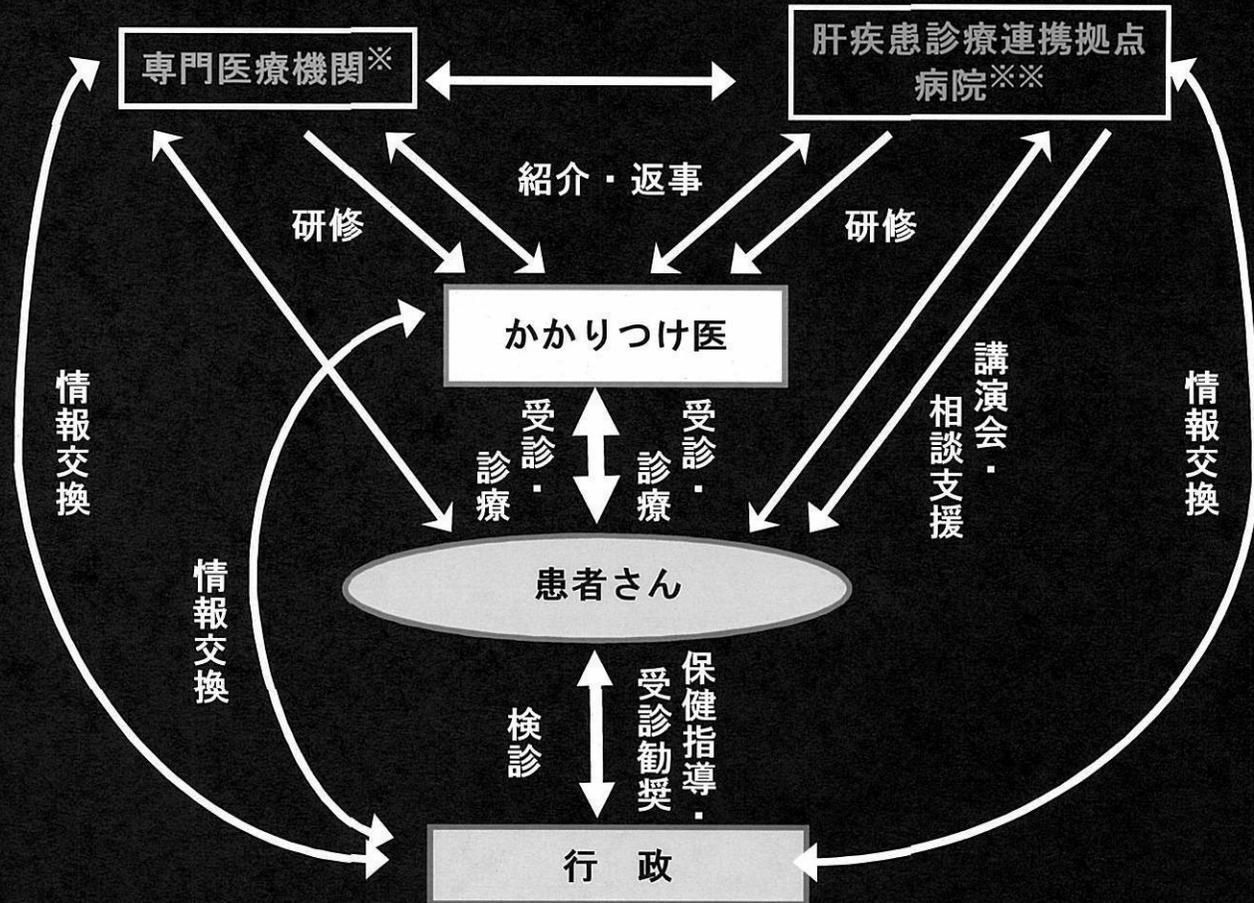


都道府県における肝疾患診療ネットワーク 2007年

都道府県における肝炎
検査後肝疾患診療体制
に関するガイドライン

全国C型肝炎診療
懇談会報告書から
2007年1月26日
厚生労働省



※ 専門医療施設

- ①専門的な知識を持つ医師による診断と治療方針の決定
- ②インターフェロンなどの抗ウイルス療法
- ③肝がんの高危険群の同定と早期診断

} が可能

※※ 肝疾患診療連携拠点病院

- ①肝疾患診療に係る一般的な医療情報の提供
- ②都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介
- ③医療従事者や地域住民を対象とした研修会や講演会の開催や肝疾患に関する相談支援
- ④肝疾患に関する相談医療機関と協議の場の設定